

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
宿泊衛生専門委員会弁当部会 第1回会議 会議結果概要

1. 日時 令和6年4月30日(火) 15:00~16:00

2. 会場 甲賀市役所2階 会議室203

3. 出欠 出席者:3名 欠席者:2名

4. 内容

〈報告事項〉

第1号報告 部会委員の決定について

第2号報告 弁当部会の検討内容等について

第3号報告 弁当関係スケジュール(案)について

〈協議事項〉

第1号議案 副部会長の選任について

甲賀調理師会 平井委員に決定

第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市内弁当調製施設調査結果等
について

原案どおりとするが、施設の実情を鑑みた上で条件等を再検討し次回会議で
募集要項案を提案

5. 閉 会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会

宿泊衛生専門委員会 弁当部会第1回会議



**KOKA
CITY**



日時：令和6年4月30日（火）15時00分

場所：甲賀市役所 会議室203

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

《本市開催競技》

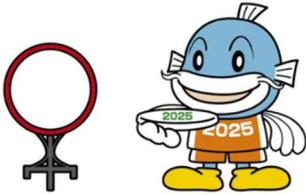
第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」

《会期》令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

【正式競技】			【特別競技】
<p>軟式野球 （成年男子）</p>  <p>10/4（土）～6（月） 甲賀市民スタジアム</p>	<p>ゴルフ （少年男子）</p>  <p>9/28（日）～30（火） ヘアズパウジャパン カントリークラブ</p>	<p>サッカー （少年男子・ 少年女子）</p>  <p>10/3（金）～5（日） 水口スポーツの森 陸上競技場</p>	<p>高等学校野球 （軟式）</p>  <p>9/29（月）～ 10/2（木） 甲賀市民 スタジアム</p>
【公開競技】		【デモンストレーションスポーツ】	
<p>グラウンド・ゴルフ</p>  <p>9/13（土）～14（日） 水口スポーツの森</p>	<p>ソフトバレーボール</p>  <p>水口体育館</p>	<p>カローリング</p>  <p>水口体育館</p>	

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」

《会期》令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

【正式競技】	
<p>フライングディスク</p>  <p>水口スポーツの森</p>	<p>ボッチャ</p>  <p>水口体育館</p>

目 次（次第）

1. 開 会
2. 挨拶
3. 報告事項
 - 第1号報告
部会委員の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - 第2号報告
弁当部会の検討内容等について・・・・・・・・ P 2
 - 第3号報告
弁当関係スケジュール（案）について・・・・・・・・ P 6
4. 協議事項
 - 第1号議案
副部会長の選任について・・・・・・・・ P 1, P31
 - 第2号議案
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市内弁当調製施設調査結果等について・・・・・・・・ P 7
5. その他
今後の弁当部会での協議事項等について
6. 閉 会

【 参考資料 】

- 資料1 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会 部会委員名簿・・・・・・・・ P 17
- 資料2 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画・・・・ P 18
- 資料3 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市食品衛生対策要項・・・・ P 19
- 資料4 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市環境衛生対策要項・・・・ P 20
- 資料5 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則・・・・ P 22
- 資料6 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会規程・ P 28
- 資料7 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項・・・・・・・・ P 31
- 資料8 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ概要・・・・・・・・ P 33

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
宿泊衛生専門委員会弁当部会委員の決定

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項第 4 条に基づき、令和 6 年 4 月 3 0 日から本部会解散までの間における、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会委員の決定について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

部会役職名	所属団体・役職名	氏名
部会長	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 甲賀支部 支部長	林 初広
	甲賀食品衛生協会 会長	大福 修平
	甲賀調理師会 理事	平井 陽介
	信楽料理旅館飲食業組合 副組合長	林田 裕貴
	甲賀保健所 係長	東浦 光紀

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会 弁当部会の検討内容等について

1. 市実行委員会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開催に向け、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの普及・発展を目指し、また市の地域資源を全国にアピールするなど、市全体の連帯感を強め、甲賀市の総力を結集して市民総参加の大会運営を成功させることを目的としています。

2. 宿泊衛生専門委員会

専門委員会は、常任委員会からの委任事項を審議・決定し、その結果を常任委員会へ報告します。

大会開催に向けて実施するさまざまな事業に対して、行政、関係団体が持っている専門的な見地からのアイデアやご意見をいただき、そのアイデアや思いを事務局と一緒に形にしていきます。

宿泊衛生専門委員会では、『宿泊に関すること』『医事及び衛生に関すること』『その他宿泊衛生に関すること』を検討いただきます。

3. 弁当部会

令和6年2月9日に開催された第2回宿泊衛生専門委員会にて、弁当部会の設置が決定されました。

当部会では、大会で提供される弁当に関する専門的・具体的な事項を検討し、宿泊衛生専門委員会へ報告することで、大会運営準備を進めていただきます。

宿泊衛生専門委員会の委員長を部会長とし、関係団体からの推薦による部会委員とあわせて合計5名で構成されています。

4. 弁当提供までの関連事業

(1) 弁当調製施設の選定

1) 選定基準の策定

- ・金額や輸送方法など諸条件の設定
- ・県調査後の進め方の決定

2) 調製施設の決定

- ・想定必要食数以上の調製数確保と調製施設振り分け

3) 献立内容の調整

(2) 高校生による献立提案と選定

- 1) 対象高校：甲南高校
- 2) 提案献立の選定

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察報告（弁当）について

(1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（障害者スポーツ大会）の概要について
当初、2020年に第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会として開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期となり、2023年に特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会として開催された。

(2) 視察日程
かごしま国体

競技	視察期間	視察市町
ゴルフ	9月19日（火）～22日（金）	霧島市、始良市
高等学校野球（軟式）	10月7日（土）～11日（水）	出水市
軟式野球	10月12日（木）～16日（月）	鹿児島市、薩摩川内市、日置市

(3) 所感

地元産の特産品を使用するなど鹿児島らしさを感じるメニューを取り入れたお弁当やパッケージに地元学生のデザインを取り入れるなど工夫を凝らしたお弁当が提供されていた。

お弁当の配送については、弁当調製施設から冷蔵車で配送し、引換所で引き渡す際まで冷蔵車で管理されていた。

(4) 写真

①鹿児島市弁当配布所



②鹿児島市パッケージ



③鹿児島市弁当



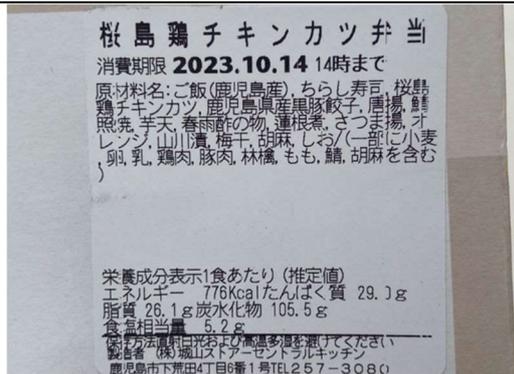
④出水市パッケージ 1日目



⑤出水市弁当 1日目



⑥出水市品質表示シール



⑦出水市弁当 2日目



⑧出水市弁当配布所 1



⑨出水市弁当配布所 2



⑩出水市保冷車 (レンタカー)



⑪日置市弁当配布所



⑫日置市パッケージ・おもてなし品



⑬日置市弁当



⑭霧島市パッケージ



⑮霧島市弁当



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
 宿泊衛生専門委員会 弁当部会
 弁当関係スケジュール（案）

年度	月	時期	事項	担当	備考	
R5	5月		弁当調製協力調査	県		
	6月		↓			
	7月		弁当調製協力調査結果報告	県		
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月	9		宿泊衛生専門委員会 部会設置決定	市	専門委
			パッケージデザイン考案依頼	市	信楽高校	
3月	初旬		部会委員推薦・決定	市	部会	
R6	4月	中旬	献立考案依頼	市	甲南高校	
		30	部会第1回会議 調製施設選定方法検討	市	部会	
	5月					
	6月		部会第2回会議 調製施設募集要項検討	市	部会	
	7月	初旬		宿泊衛生専門委員会 調製施設募集要項	市	専門委
		中旬		弁当調製施設募集開始 食材協賛調整	市	
	8月	中旬		弁当調整施設募集締切	市	
		下旬		部会第3回会議 調製施設選定	市	部会
	9月	初旬		宿泊衛生専門委員会 調製施設	市	専門委
		末		弁当調製業者 県報告期限	市	
	10月			考案献立案回収	市	甲南高校
		下旬		宿泊衛生専門委員会 献立	市	専門委
	11月			パッケージデザイン案回収	市	信楽高校
	12月			宿泊衛生専門委員会 パッケージ	市	専門委
	1月					
	2月					
3月						
R7	4月					
	5月		弁当配送計画作成	市	委託業者	
	6月					
	7月					
	8月			弁当必要数調整	市	調製業者
	9月			大会開催 弁当提供	市	調製業者
	10月			大会開催 弁当提供	市	調製業者

非 公 開

県がR5年6月に県内登録業者を調査し、甲賀市内で回答のあった業者をとりまとめたもの。

【本大会：MAX想定弁当数】

非 公 開

第2号議案

弁当調整施設 選考条件

(案)

優先順位	審査内容	条件
※	市税に滞納がない（納税証明書の提出）	可
1	実行委員会が指示する食材、献立内容での弁当調製	可
2	実行委員会が指示する単価、容器での弁当提供	可
3	弁当調製可能数	100食以上
4	検食の保管	可
5	衛生管理の対応 （各種点検票および記録簿への記録・提示等を含む）	可
6	製造ラベルの貼付	可
7	食品賠償保険加入	可
8	段ボール箱納入	可
9	弁当ガラの回収	可
10	保冷車（冷蔵車）による配達	可

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民及び大会参加者等に、食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

関係機関・団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

(3) 健康管理等

関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒ならびに食中毒が疑われる症状等が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関・団体等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年2月9日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市宿泊基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 対象及び調達期間

- (1) 対象は、選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

4 弁当調製施設の指定及び取消し

- (1) 弁当調製施設については、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設から市実行委員会宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会において選定し、市実行委員会が指定する。
 - ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
 - イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
 - ウ 競技会の運営に合わせた受注、搬入および廃棄容器の回収ができること。
 - エ 市実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
- (2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、市実行委員会が別に定める。
- (3) 市実行委員会は前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

- (4) 市実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取消することができる。
- ア 食品衛生管理法令等に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - イ 食品衛生関係法令等に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
 - エ その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。
- (5) 市実行委員会は前項の規定により指定した弁当調製施設の指定を取り消すときは、弁当調製施設指定取消書（様式第2号）を交付する。

5 弁当の料金

弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が定める「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調達要項」に準じて、市実行委員会が定める。

6 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年2月9日から施行する。

(様式第 1 号)

弁当調製施設指定書

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会
会長

わた SHIGA 輝く国スポにおける弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

(様式第 2 号)

弁当調製施設指定取消書

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会
会長

わた SHIGA 輝く国スポにおける弁当調製施設の指定を、次の事由（理由）により取り消します。

指定取消事由 (理由)	
----------------	--

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調達要項に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 甲賀市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。
- (3) 市税の納税義務が履行されていること。
- (4) 甲賀市暴力団排除条例第2条第2号ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。

3 施設の衛生管理

- (1) 施設の選定時点で過去1年以内に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号）などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食は、原材料及び調理済食品ごとに50g程度を清潔な容器（ビニール袋等）に密封して、 -20°C 以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、大会開催前の1ヶ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること、若しくは大会期間までに加入できること。

4 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日に問わず1日あたり100食以上であること。

- (2) 単価に応じた調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (4) 原材料に甲賀市特産品または滋賀県特産品を積極的に使用する等、甲賀市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 市実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に、最低限、以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む）
 - ウ 消費期限（時刻まで表示）
 - エ 添加物（アレルゲンを含む）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他市実行委員会が指示する表示
- (3) 市実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であり、原則、同日または翌日に弁当容器の回収が可能であること。
- (4) 弁当付属品のお茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール等の提供については、市実行委員会の指示に沿った内容で提供ができること。
- (5) 注文数の変更は前日の午後6時まで可能であり、原則として、当日の午前11時までには納品が可能であること。
- (6) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、市実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

6 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製施設選考についても、必要に応じてこの基準を準用する。

參考資料

宿泊衛生専門委員会 弁当部会 部会委員名簿

2024. 04. 30

部会委員

(敬称略 順不同)

	所属団体	役職	就任者	
			氏名	ふりがな
1	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 甲賀支部	支部長	林 初広	はやし はつひろ
2	甲賀食品衛生協会	会長	大福 修平	おおふく しゅうへい
3	甲賀調理師会	理事	平井 陽介	ひらい ようすけ
4	信楽料理旅館飲食業組合	副組合長	林田 裕貴	はやしだ ひろき
5	甲賀保健所 (甲賀健康福祉事務所)	係長	東浦 光紀	ひがしうら みつのり

事務局 (甲賀市国スポ・障スポ推進室)

	係	役職	氏名	ふりがな
1	教育委員会事務局	次長	福井 厚司	ふくい あつし
2		室長	北村 俊文	きたむら としふみ
3		室長補佐	島田 聡	しまだ さとし
4	宿泊・輸送係	係長	山本 亘	やまもと わたる
5	宿泊・輸送係	主査	野瀬 耕嗣	のせ こうじ

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市医事・衛生基本計画

1. 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、医療救護体制を整えるとともに、大会参加者等が十分な活躍と観覧等ができるよう、清潔で快適な環境の整備に努める。

2. 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置および必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、県、関係機関・団体等の協力を得て、衛生に対する意識の向上を図るとともに、防疫体制を整える。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、県、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、県、関係機関・団体等はもとより、広く市民の協力を得て、環境衛生に対する意識の向上を図るとともに、宿舍の衛生対策、廃棄物の減量化および適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策に努めるとともに、動物の適正管理等に努める。

3. その他

第24回全国障害者スポーツ大会にかかる業務については、県と協議の上実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民及び大会参加者等に、食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

関係機関・団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

(3) 健康管理等

関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒ならびに食中毒が疑われる症状等が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関・団体等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年2月9日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

市民及び大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者並びに一般観覧者の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、発生した廃棄物については適正に処理を行う。

(6) 衛生害虫等の対策

関係機関・団体等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努め、環境衛生の保全に努める。

(7) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関・団体等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水

の衛生保持に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関・団体と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努めるとともに、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図る。

(9) 受動喫煙防止対策

市実行委員会は、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場が学校施設以外の施設の場合であって、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定野外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に例外的に喫煙所を設置することができるものとする。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年2月9日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、甲賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び運営に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、甲賀市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 会長及び委員については、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催及び運営にかかる基本方針等に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて、監事、顧問、及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。
- 4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、令和4年度についてはこの限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、甲賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和4年5月11日から施行する。

付則

1 この会則は、令和5年2月20日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与である者は、それぞれわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国ス

ポ・障スポ甲賀市実行委員会」と読み換えるものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則（令和4年5月11日施行）第13条第5項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会常任委員会からの付託事項又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人の権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年5月11日から施行する。

この規程は、令和5年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎及び接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通・警備 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

1. 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2. 名称

名称は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

3. 所掌事項

所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選定に関すること。
- (2) 弁当の内容に関すること。
- (3) その他弁当に関すること。

4. 部会長等

部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織し、部会長、副部会長及び部会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5. その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和6年2月9日から施行する。

別表

部 会 長	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員長 (滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部)
委 員	甲賀食品衛生協会から推薦された者
委 員	甲賀調理師会から推薦された者
委 員	信楽料理旅館飲食業組合から推薦された者
委 員	甲賀保健所から推薦された者

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（これまでの国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障がいのある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年から知的障がいのある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後と同じ開催地で開催されている大会で、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン、マスコットキャラクター

○大会名称：第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

※国民体育大会は、令和6年に佐賀県で開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

○愛称：「わたSHIGA輝く国スポ」「わたSHIGA輝く障スポ」

あわせて「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」

○スローガン：湖国の感動 未来へつなぐ

○マスコットキャラクター：「キャッフィー」・「チャッフィー」



3 開催期間

【国民スポーツ大会】

令和7年9月28日（日）～10月8日（水） 11日間

【全国障害者スポーツ大会】

令和7年10月25日（土）～10月27日（月） 3日間

<参考>

令和3年（2021年）	三重県	※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止
令和4年（2022年）	栃木県	
令和5年（2023年）	鹿児島県	※特別大会（令和2年より延期）
令和6年（2024年）	佐賀県	※国体から国スポへ名称変更

4 総合開・閉会式

彦根総合スポーツ公園陸上競技場（平和堂HATOスタジアム）

5 主 催

【 国民スポーツ大会 】

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町。

【 全国障害者スポーツ大会 】

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、会場地市町、その他の関係団体。

6 滋賀県大会実施予定競技（網掛けは甲賀市内開催）

【 国民スポーツ大会 】

(1) 正式競技（37競技）

○毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、**サッカー**、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、**軟式野球**、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、**ゴルフ**、トライアスロン

○隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、~~クレー~~射撃（第79回大会ではボクシングを実施）

(2) 特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および**軟式**）

(3) 公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、**グラウンド・ゴルフ**、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

ソフトバレーボール、**カローリング**、スポーツ拳法、インディアカ等

【全国障害者スポーツ大会】

(1) 正式競技：14競技

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、**フライングディスク**、ボウリング、**ボッチャ**、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

知的障害者バドミントン、スポーツウェルネス吹矢、ゴールボール等

※ 滋賀県、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。

甲賀市開催競技および開催予定施設

【 国民スポーツ大会 】

○正式競技

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
軟式野球	成年男子	甲賀市民スタジアム	共同開催 (近江八幡市、草津市、守山市、東近江市、日野町)
ゴルフ	少年男子	ベアズパウジャパン カントリークラブ	単独開催
サッカー	少年男子 少年女子	水口スポーツの森 陸上競技場	共同開催 (大津市、守山市)

○特別競技

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
高等学校野球(軟式)	—	甲賀市民スタジアム	共同開催 (高島市)

○公開競技

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
グラウンド・ゴルフ	全種別	水口スポーツの森	単独開催

○デモンストレーションスポーツ

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
ソフトバレーボール	—	水口体育館	単独開催
カローリング	—	水口体育館	単独開催

【 全国障害者スポーツ大会 】

○正式競技

競技名	障害区分	開催予定施設	開催形式
フライングディスク	身・知	水口スポーツの森	単独開催
ボッチャ	身	水口体育館	単独開催

わた SHIGA 輝く国スポ 甲賀市開催競技会会期について

国スポ会期	令和7年 9月28日(日曜日)～10月 8日(水曜日)の11日間
障スポ会期	令和7年10月25日(土曜日)～10月27日(月曜日)の3日間

○正式競技

競技	種別	競技会場	9月			10月								
			28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
サッカー	少年女子 ・少年男子	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場						●	●	●				
軟式野球	成年男子	甲賀市民スタジアム							●	●	●			
ゴルフ	少年男子	ベアズパウジャパンコントリークラブ	●	●	●									

○特別競技

競技名	種目	競技会場	9月			10月								
			28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
高等学校野球	軟式	甲賀市民スタジアム		●	●		●							

○公開競技

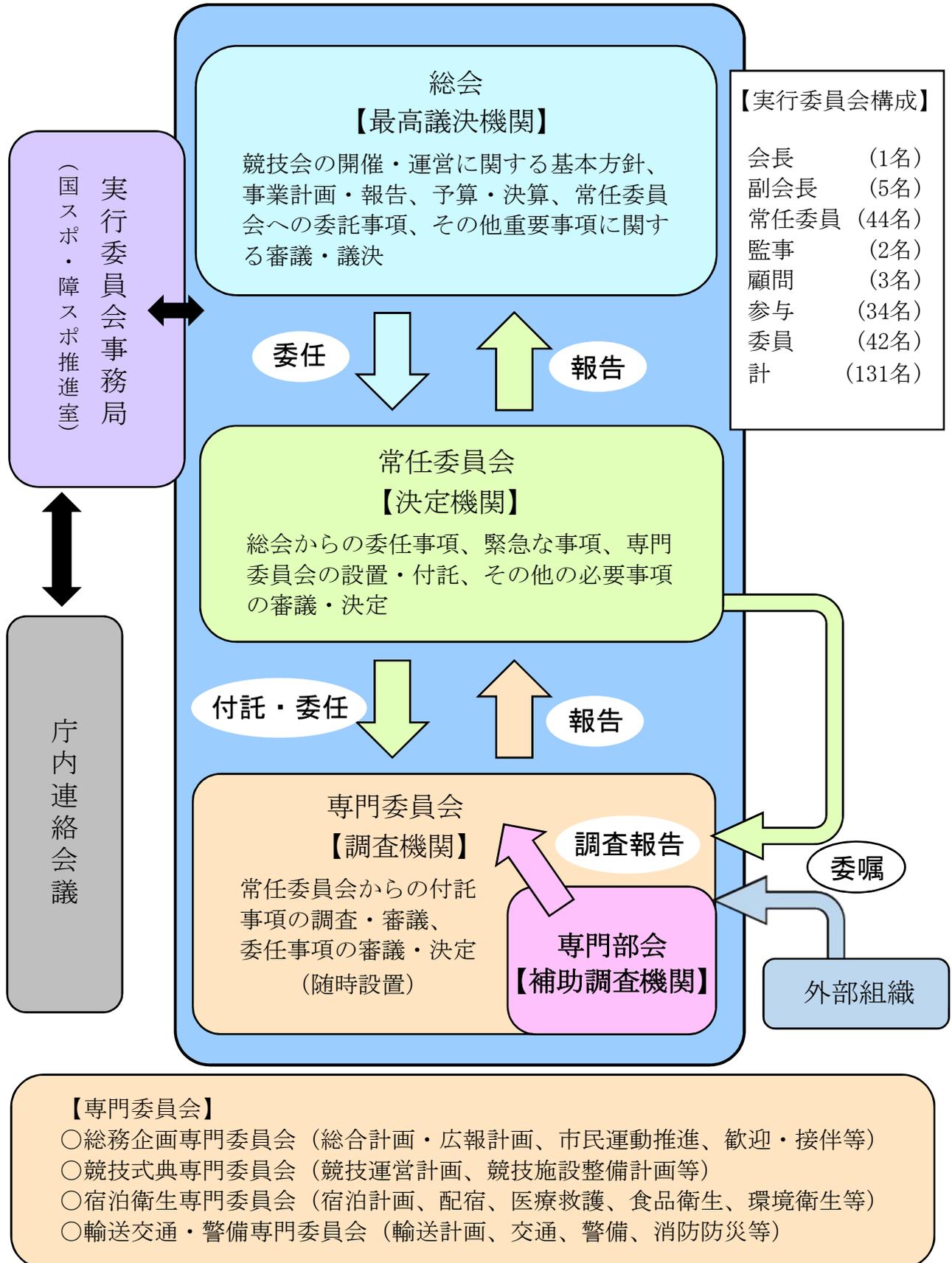
競技	競技会場	競技日程
グラウンド・ゴルフ	甲賀市水口スポーツの森	9月13日(土) ～ 9月14日(日)

◆競技別リハーサル大会

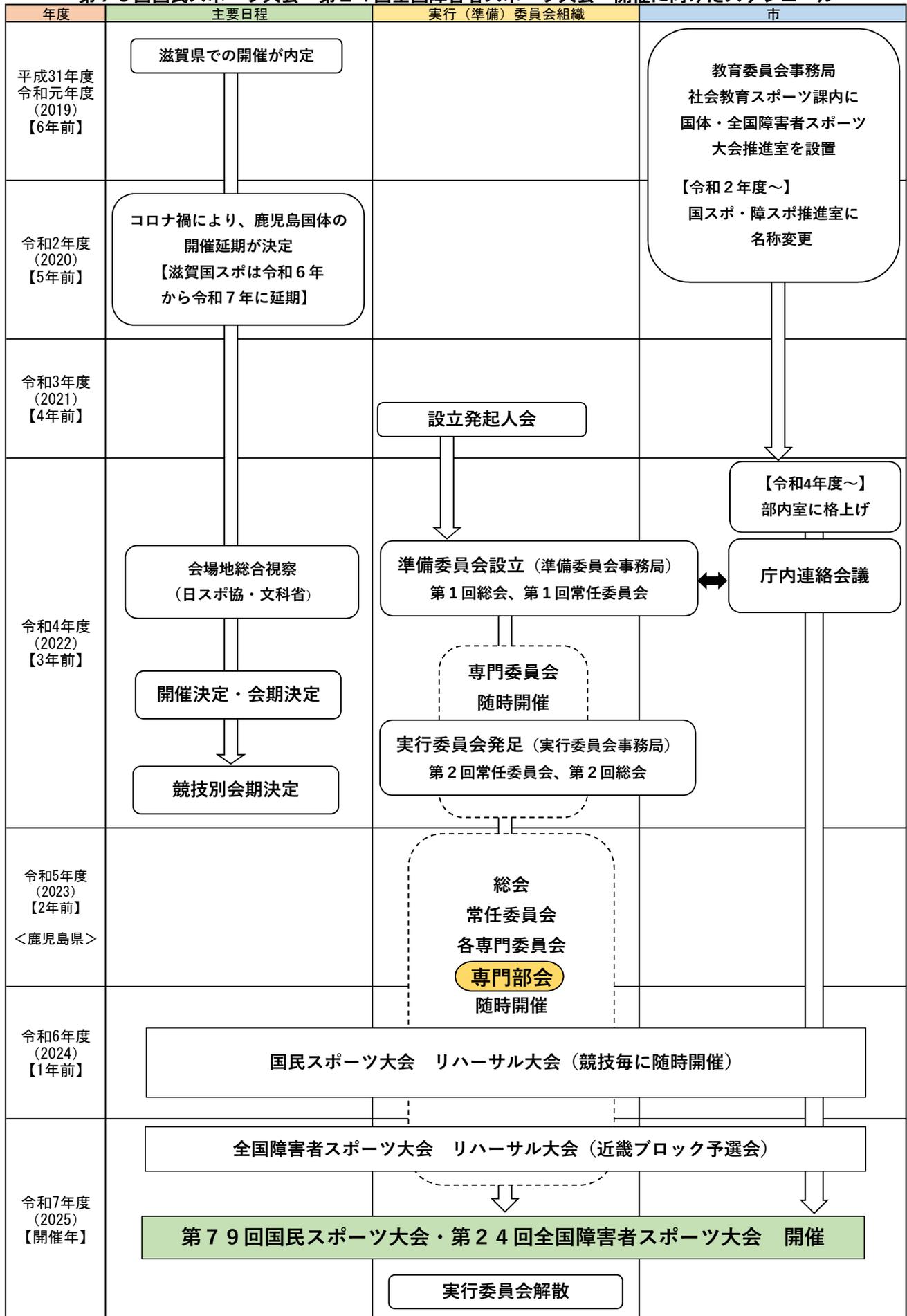
競技	大会名	競技会場	実施予定日
サッカー	第60回全国社会人サッカー選手権大会	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	令和6年10月18日 ～23日
軟式野球	第28回西日本軟式野球選手権大会	甲賀市民スタジアム	令和6年11月2日 ～4日
ゴルフ	※ ゴルフ競技のリハーサル大会は実施しません。		
高等学校野球(軟式)	令和6年度秋季近畿地区高等学校軟式野球大会	甲賀市民スタジアム	令和6年11月9日 ～16日

※デモンストレーションスポーツのソフトバレーボールとカローリング(いずれも水口体育館で開催)と、「わた SHIGA 輝く障スポ」のフライングディスク(甲賀市水口スポーツの森で開催)、ボッチャ(水口体育館で開催)の競技会会期は、後日決定されます。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
組織図



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催に向けたスケジュール



甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局
(甲賀市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進室)

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL : 0748-69-2253 FAX : 0748-69-2293

E-MAIL : koka30107600@city.koka.lg.jp

